

公益財団法人 辰野環境財団

2025 年度 募集要項

1. 奨学金の概要

□ 募集対象校：以下の大学

東京大学	一橋大学	お茶の水女子大学	千葉大学
横浜国立大学	東京都立大学	東京農工大学	東京工業大学
東京海洋大学	筑波大学	慶應義塾大学	早稲田大学
明治大学	青山学院大学	上智大学	中央大学
法政大学	京都大学	大阪大学	大阪公立大学
神戸大学	関西大学	同志社大学	近畿大学
立命館大学	関西学院大学	北海道大学	東北大学
名古屋大学	九州大学	日本女子大学	昭和女子大学
奈良女子大学	武庫川女子大学		(34 大学)

□ 奨 学 金

- (1) 給 付 額：月額 30,000 円（返還義務なし・他奨学金との併給も可）
- (2) 給付期間：原則として決定年度の 4 月より在籍校の最短修業年限の期間とします。
- (3) 給付方法：原則として給付月の月末までに本人名義の銀行口座へ振込みをします。
 - ・給付月 7 月（4～6 月分） 12 月（10～12 月分）
 - 9 月（7～9 月分） 3 月（1～3 月分）

□ 募 集 方 法：在籍校を通じて行います。

□ 募 集 人 数：3 年生 15 名

2. 応募資格

- (1) 募集対象校に在学し将来は地球環境問題解決に寄与し社会貢献を目指す 3 年生
(学部不問・大学院生は対象外・外国人留学生の応募可)
- (2) 学業・人物ともに優秀かつ健康であり経済的支援を必要とする者
- (3) 当財団が要請するレポートや給付期間中の成績証明書等の提出ができる者

3. 応募の手続き

(1) 応募方法

- ① 応募者は在籍校の奨学金担当課（室）へ申し出てください。
- ② 必要書類を奨学金担当課（室）へ提出してください。
- ③ 在籍校より当財団へ郵送にて提出してください。
- ※ 学生から当財団への直接の応募は受け付けません。

(2) 必要書類

- ① 奨学生願書（手書きによる）
- ② 在籍校の推薦書
- ③ 在学証明書
- ④ 直近年度の成績証明書

※ GPA の記載がない場合は在籍校にて別途 GPA を算出していただき、算出根拠と算出した GPA を記載したものを成績証明書と合わせてご提出ください。

⑤ 課税（所得）証明書

※収入、所得、控除、課税額が記載されている証明書で現時点で取得できるもの。
なお、学生が属する世帯において主として生計を立てている方の証明書をご提出ください。

⑥ 世帯全員分の住民票の写し（原本）

発行日から3か月以内であり、続柄の記載があるもの
本籍地又は在留資格等の記載があるもの

⑦ 小論文

「世界において、大量生産・大量消費による経済活動や急速な人口増加による地球温暖化、生物多様性の劣化、海洋汚染など、様々な環境問題が拡大してきている。それに対応するため、社会全体として持続可能な開発目標（SDGs）や脱炭素社会を目指す動きが見られる。皆さんが取り組んでいる学問も俯瞰してみると、分野に拘わらず何らかの形で環境問題の解決に係わっている。」

こうした状況を考慮し、皆さんが『学んでいる、あるいは学ぼうとしている研究は、どのような形で環境問題の解決に関係しているか』をテーマとした小論文を作成して下さい。（A4用紙2枚程度、フォントサイズ10.5）

※ 申込書類に記載された個人情報については当財団にて厳重に管理され、奨学生選考審査、奨学金送金、及び事務連絡業務以外の目的に利用することはありません。

(3) 受付期間

4月14日（月）～5月16日（金）（消印可）



(4) 応募書類送付先

〒541-0054 大阪市中央区南本町2丁目2番9号 辰野南本町ビル
公益財団法人 辰野環境財団 事務局 宛

※ お問い合わせは下記へお願い致します。

Mail: h.mizuno@tatuno.co.jp または info@tatsuno-foundation.org

4. 選考・採用決定

当財団の奨学生選考委員会により書類審査による第一次選考及び面接審査による第二次選考（6月初旬予定）を行います。選考結果は6月下旬に在籍校を通じて通知する予定です。

5. 奨学生の義務

奨学生は次に定める各事項を履行する義務があります。

(1) 卒業した際は直近の成績証明書を、4年生に進級した際は直近の成績証明書及び在学証明書（年次記載あり）を、期日までに当財団へ提出すること

(2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること

① 進級できなかったとき

② 休学又は復学したとき

③ 停学その他の処分を受けたとき

④ 退学したとき

⑤ 本人の氏名、住所、振込口座情報等、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき

⑥ 奨学金を必要としない理由が生じたとき

6. 奨学金の休止、停止について

奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止することとなります。また、奨学生としての資格を失ったとき、反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき、「5. 奨学生の義務」に記載した奨学生としての義務を怠り指導上必要があると認められたときは、奨学金の給付を停止いたします。

7. その他

当財団は、奨学生の就職先等の将来の進路について一切束縛いたしません。

以 上